

佛蘭西勞働聯盟の動搖

此稿を書いたのは大正十年六七月發表したのは國家學會雜誌第三十五卷七號及び八號である。其際利用し得た資料は無論同年一二月頃迄のものに限つたのであるが、丁度此稿の書かれて居た當時 Title に開かれた G G T 大會に於て幹部派と非幹部派との間に大論争が行はれた後、後者は極力反對の努力をしたにも拘らず遂に聯盟の外に排斥された。かうして別に Confédération Générale du Travail Unitaire (C G T U) を組織するに至つたのである。かくして兩派は各約三十萬づゝの會員を保存して相對峙するに至つたのであるが、其後の形勢は再び共同戦線の形成を要求しつゝあるらしい。併し最近の情報は其氣勢尙未だ熟せざる旨を報じて居る。

## 一 は し が き

一九二〇年は全世界を通じて反動的色彩の濃厚な年であつた。一九二一年も亦依然として同じ形勢を續けつゝある。世界大戦此方殊に一九一八年十一月の休戦以來一時極めて順潮に發展しつゝあつた各國の勞働運動は、今や極めて困難な難かしい障壁に達着して苦闘を續けつゝある。各國勞働組合の内外共に多事なる蓋し其故ありと謂はねばならぬ。

中にも佛蘭西の勞働聯盟 (Confédération Générale du Travail 俗に略してCGTと稱す) にとっては此一九二〇年は成立以來初めて遭遇した多事多難な年であつた。殊にジューオー氏 (Jouhaux) 以下現幹部派にとつては今迄に嘗てない多忙多難の一年であつた。

佛蘭西の勞働聯盟は財力より云ふも又其結束力から見ても實力到底英國の有力なる勞働組合と肩を列べる事が出来ぬらしい。而かも大戦終熄以來著しい勢を以て會員の増加を來たし、少くとも外觀上極めて順潮に勢力を擴大しつゝあつた。然るに何ぞ知らむ此順潮と見え

し外観の影には内訌の禍根が漸次密かに其根を張りつゝあつたのである。果せる哉昨年五月鐵道同盟罷工に次ぐ總同盟罷工の企て一度失敗に歸するや會内は麻の如くに亂れた。脱會者が續出する。足を留むる者の中にも日和見の意味で會費を納めない者が澤山出來た。昨年十一月中旬ツール(Tours)に開かれた社會黨大會の席上 Populaire 紙主筆フォール氏(Paul Faure)の言明する所に依れば、上記の同盟罷工前百三十五萬の多きを數へた會員は爾來僅々六七箇月の間に六十萬人までに減少したと謂はれて居る。其減少率實に五割五分の多きに達したのである。聯盟の打撃之れよりも大なるものが何れにあらうか。脱會者は今や聯盟外に別派の組合を組織せんとしつゝある。此組織にして若し事成らば聯盟は更に又少からざる會員を失ふであらう。而して一方モスコの第三アンテルナショナルと氣脈を通ずるカシヤン氏(Cachin)フロサル氏(Frossard)以下の非幹部派は會内に留まりつゝ漸次其實權を掌中に收めんと努力しつゝあり、更に又他方に於ては下記の同盟罷工を好機として政府は斷然ジューオー氏以下の幹部を起訴した。職業組合法違反を理由として聯盟を解散し以て其左向的傾

向を根絶せむとするのである。而して其第一審判決は遂に去る一月十三日巴里刑事裁判所第十一部に依つて言渡された。聯盟は解散を、幹部一同は各百法づゝの罰金を命ぜられたのである。

サンディカリズムの中堅として二十年此方さしも花々しい活動を續けた労働聯盟も今や壊れの危険に瀕しつゝある。彼れは果して倒るべきや否や。倒るゝとせば次に來るべきものは「無」か。否、何物か、來らねばならぬ。そして無産者階級を率ゐるに違ひない。其率ゐる者は誰なるべきか。其人は右より來るべきか將又左より來るべきか。今や此問題を中心として、幹部派と非幹部派と政府と脱會組と、此四の勢力が巴を成して必死の戦を續けつゝある此戦が如何に結末すべきかは實に佛國にとつて重大な事柄であり、又吾々研究者にとつて極めて興味深き問題である。

私は今茲に右の解散判決ありたるを機會に、其所に一段落を立てゝ、過去一年間の暗闘史を叙説せむとする。一には之を以て労働法制の研究者として組合運動の一斑を窺ひ知らむと

するのである。二には又事實を離れて法なし法學なしとする私の現在の立場から、小さな人間が小智恵を絞つて作り上げた『法律』が大きな『事實』の荒波に揺られながら喘ぎく餘儀なく變つて行く有様を此一事に例をとつて『法律家』の面前に展開して見たいのである。

## 二 政府の労働聯盟解散策

一九二二年一月十三日巴里刑事裁判所第十一部は裁判長ルメルシエ氏 (Lemercier) に依つて開かれた。判決は朗讀された。其主文は左の通りである。

『ジューオー (Jouhaux) ラブエール (Lapierre) デムラン (Dumonlan) ローラン (Laurent) カルヴェラック (Calveyrach) ラ各別且連帶ニ百法ノ罰金ニ處ス』『其外費用ハ被告連帶シテ之ヲ負擔ス』『労働聯盟ノ解散ヲ宣告ス』『専門家ドアイアン (Doyen) ニ命ジテ解散シタル労働聯盟ノ財産清算ノ事務ヲ爲サシム』『罰金未納ニ因ル拘禁期間ヲ最小限トス』

茲に謂ふジューオー氏とは——謂はずと知れた——労働聯盟の總理事、かの巴里講和會議

にも又ワシントンの第一回労働會議にも佛蘭西労働者の代表者として正式に参加した其人に外ならぬ。外にデュムラン以下の三氏は副理事、終りのカルヴェラック氏は會計主任である

判決は先づ理由より始まつて、冒頭本訴追事件の基礎となれる一八八四年三月廿一日の職業組合法 *Loi du 21 mars 1884 sur syndicats professionnels* (一九二〇年三月十二日の法律を以て

九卷一號一一七)の梗概精神を簡短に説明したる後、訴追所罰の理由を左の三點に求めて居る

#### 第一 届出義務の懈怠

職業組合法第六條及第四條に依れば職業組合聯合會の設立者は其定款管理指揮者の氏名其他之を『組織スル職業組合ノ名稱並ニ事務所』等を届出でねばならぬ。労働聯盟は設立の際一八九六年三月十五日附を以て定款其他法律上必要な届出をセーヌ縣廳に差出した。所が其後一九〇二年以後一九一八年に至るまで屢々定款を變更し又參加組合にも變更を生じたるに拘らず爾來引續き其届出を怠つて居る。之れが労働聯盟の批議された第一點である。

#### 第二 不適法の組合を聯盟に参加せしめたこと

職業組合法第六條に依れば『本法ノ規定ニ從ヒテ正式ニ設立セラレタル職業組合ハ其經濟、工業、商業並ニ農業上ノ利益ヲ講究且ツ防衛スルガ爲メ任意ニ聯合スルコトヲ得』る。

然るに労働聯盟に加入して労働組合中には同法第四條に依る届出を怠つてものも少くない。又官公吏は労働組合を組織出来ないことになつてゑにも拘らず労働組合は教員組合、逓信吏員組合、陸軍吏員組合等を加入せしめて居る。判決の聯盟に對する非難の第二點は即ちこれである。

元來嚴格な法律的解釋から云ふと労働聯盟其ものが果して適法の團體なりや否や既に多少疑問の餘地がある。判決は全く此點には觸れて居ない。併し労働組合法の上から謂ふと、此問題を度外視することが出来ない。

一八八四年職業組合法が議會に於て議せられた當時、既に職業組合の聯合を認むべきや否やが問題となつた。同年二月二日上院議員アール氏 (Allou) が、若し労働組合の聯合を公認するに於ては將來多數の組合が結合聯絡して一大聯盟を戴き、何等合法的の理由なしに總同



盟罷工を企つるに至るべきことを主張したるに對し、時の内務大臣ワルデック・ルソー氏 (Waldeck-Rousseau) は之に答へて、アルー氏の憂ふる所は單に氏の『生來豊富なる想像力から生れた架空物』に過ぎぬと述べた。所が其『架空物 (un être aussi fabuleux……)』の言葉が述べられた瞬間に妨害が右黨から現はれ、喝采が左黨から起つて、ワ氏は遂に立往生を爲すべく餘儀なくされた。巴里大學の行政法教授にして現在下院議員たるバルテルミー氏 (Joseph Barthélemy) は昨年六月の *L'Action Nationale* 誌上に此『妨害』と『喝采』とを解釋して前者は將來に於ける有力な勞働聯盟の成立は有り得べきことであり従つて之を禁ぜねばならぬとの主張を意味し、後者は斯る聯盟は之を禁ぜねばならぬ、併しかくの如きは事實有り得べからざる事だとの見解を表示するものと謂うて居る。其後幾許もなくして勞働聯盟は成立した。日に日に其勢力を擴大した。ワ氏の所謂『架空物』は遂に實現したのである。立法當時の議員の心理を推察して見れば右黨左黨の別なく勞働聯盟は正に違法の極印を押さるべきものと考へたらしい。兩者は唯危険な勞働聯盟が近き將來に出現すべきや否やに付いて多少

見込を異にしたに過ぎない。

して見れば、若し立法者の意思——も少し詳しく云へば立法の當時其事業に参加した人々を大體支配した思想——が其後に於ける法の解釋並に適用を絶對的に支配するものなりとすれば、労働聯盟は正に一八八四年職業組合法の精神と全く相容れないものと云はねばならぬ。然るに佛蘭西政府は從來未だ嘗て此の點から聯盟を攻撃した事もなければ、今回の判決も此點には觸れて居ない。所謂『立法者の意思』が法律の實際的運用上重きを爲さないのは何れの國も同じことである。

次に労働聯盟は——一八八四年法の立法者の意思には合致しないとしても——少なく共形式上其各個の法規に適合してゐるだらうか。立法の沿革上より云へば此點に付いても多少疑を容るべき餘地がある。元來職業組合聯合會に關する職業組合法第六條は下院委員會に於て後から挿入された條項である。而して其豫想した職業組合聯合會は多數組合の小聯合(*des unions*)である。全佛國労働者に號令する大聯盟(*Union supreme*)の如きは到底立案者の豫期しな

かつた所らしい。所が同條は形式上聯合し得べき各個の組合が互に同一乃至同種職業を目的とすることを要求して居ないから——しかしてこの點は上院に於て多少非難を受けた點であるが——同法第二條が個々の職業組合を組織し得る者を獨り『同一若クハ同種ノ職業又ハ特定ノ生産品ノ工場ニ相併ビテ附屬セル職業ニ従事スル者』のみに限つて居る制限的趣旨は右第六條に依つて見事に没却潛脱せられ得ることゝなつたのである。労働聯盟は實にこの法の缺陷に乗じて組織されたものである。しかしてそれは上院の或る人々が恐れたよりは更に恐るべき大圍結であつた。立法者の豫期は美事に裏切られた。而かも法文の形式上聯盟は尙正に適法である。従つて聯盟は今迄の所此方面から正式に非難されたこともなければ、又此度の判決も此點には觸れて居らぬ。此所でも亦『立法者の意思』は見事法の運用に依つて無視されたのである。

第三 労働聯盟從來の行動が職業組合法に依つて許された範圍を逸脱せること  
之れが本判決の理由中最も重要な點であり又最も興味が多い點である。

元來職業組合法第六條に依れば職業組合聯合會は「經濟、工業、商業並ニ農業上ノ利益ヲ講究且ツ防衛スルガ爲メ」にのみ之を組織し得る。然るに労働聯盟は既に其定款第一條に於て、

本定款ニ依リテ規定セラレタル労働聯盟ハ次ノ目的ヲ有ス

一 賃銀生活者ヲ團結シテ其無形的並ニ有形的利益、經濟的並ニ職業的利益ヲ防衛スルコ

ト  
二 聯盟ハ一切ノ政派ノ外ニ立チテ賃銀制度並ニ資本家制度ノ廢絶ヲ期スルガ爲メニ爲サルベキ爭鬭ノ自覺ヲ有スル總テノ労働者ヲ團結ス

何人ト雖モ政治的選舉運動ヲ爲スニ際シ聯盟員乃至聯盟役員タルノ名義ヲ使用スルコトヲ得ズ

と定めて居る。判決は先づ此「賃銀制度並ニ資本家制度ノ廢絶ヲ期スルガ爲メニ爲サルベキ爭鬭ノ自覺ヲ有スル總テノ労働者ヲ團結」せむとする目的其物を以て既に適法の範圍を超ゆる

ものとして居る。乍併元來何が純粹に『經濟的』であり何が又『政治的』であるかを正確に區分することは殆ど不可能に近い。此事は現にジューオー氏も去る十二月十六日の公判廷に於て明言して居る。加之賃銀制度の廢止を目的とすることは獨り佛蘭西の勞働組合や社會黨の特色であるのみならず、例へば急進社會黨 (radicaux-socialistes) —— 其名と異なつて現在議院の最大多數黨の一たるブルジョア黨である —— の如きすら屢々選舉の際其旗標とした所であつて謂はゞ大概の佛蘭西社會運動者に共通する思想である。シアール・ジード氏の如き之を以て佛蘭西社會運動の特色なりとして居る (Ch. Gide, Des institutions en vue de la transformation, 1920. pp. 1 et suiv.)。であるから勞働聯盟が定款上かゝる目的を標榜して居ること夫れ自身は未だ以て著しく之を異とするに足りない。

其所で判決は聯盟が實際上此目的を達する爲めに從來幾多の政治的乃至革命的運動に従事したことを證明する爲め、一九一九年五月一日から本件起訴の當日——一九二〇年五月十一日——に至るまでの間に聯盟の参加し乃至指揮した政治的乃至革命的行動を列擧して聯盟が

對露關涉特赦法講和條約調印等に反對する意味に於て又速かに復員を斷行せしむる目的を以て同盟罷工を唱導したこと、黒海艦隊に於ける暴動水兵援助の宣言を爲せること、對露干渉の爲にする武器彈藥の製造運輸を妨害せむと計つたこと、必要あらば職業組合法を無視すべきを主張したこと等の諸事實を指摘したる上、本件起訴の直接動機たる昨年五月の同盟罷工の顛末を記載して其目的の革命的なることを説明し、此等が總て職業組合法に違反することを主張して聯盟従來の行動に對する極めて堂々たる非難的意見を述べて居る。此が本判決の最も力を入れた重要な部分である。其大體を摘記すると左の通りである。

「労働聯盟は職業組合法に依つて認められた本來の權能を濫用して之を『社會的爭鬭ノ具』(Instrument de guerre sociale) に使つて居る。之に依つて國內更に一敵國を建設せむとして居る。『國民意思ノ無上決定ニ依リテ正式ニ設立セラレタル政府ハ自己ノ面前ニ自己ニ對抗シテ労働組合ノ外見ニ隠レツ、少數ノ運動者ガ他ノ政府ヲ組織シ其少數者ノ意思ヲ強ヒントスルヲ看過スルコト能ハズ』。勿論労働聯盟は單なる理論的研究の府ではない。其行ふ所が適

法の範圍に止まるか又は空しき破壊的な革命の迷夢を夢みて適法の軌道を踏み外すかに依つて或は善にも強く又或は惡にも強かるべき實際的活動の源泉である。殊に聯盟が此善い方面の活動として戰爭中祖國を難局より救ふ事に共力した事實は吾人の到底忘るゝ能はざる所である。故に政府も從來四圍の事情に迫まれて一時聯盟理事者に色々の公な職務を托した。然るに彼等は此政府の態度に心驕り濫りに政府並に議會に對抗して之を其意思の下に服従せしめ國內更に一敵國を創設して其片面的政治思想を暴力的に實現せむとする。茲に於てか權力を委付せられ國家の將來に對して責任を負へる政府は法の適用に依つて彼等の行動を本來彼等に許された適法の範圍内に追ひ込まねばならぬ。而かもそは決して彼等の領域を專斷的に制限するのではなく、單に彼等の行動をして社會的秩序並に法律に背反することなからしめ以て益々これを繁榮ならしめんとするのである。『神聖ナル舉國一致 (union sacrée)』ニ依リテノミ贏チ得タル捷利ノ後ニ於テ此秩序ハ從來ニ比シテ更ニ一層必要ナリ挑發的ニシテ且全社會生活ヲ支配セル深遠ナル法律ト相容レザル革命的思想ノ幻覺ニ惑ハサレテ現在ノ事

情ノ下ニ於テ萬人ノ負擔セル戰爭ノ廢墟ヲ復興スル爲メニ密集スルノ義務又生産ノ大努力ヲ爲スニ付キ吾人ノ失ヒタル力ヲ填補スルガ爲メ凡テノ勢力ヲ協合シ凡テノ意思ヲ緊張スルノ義務ヲ無ニスルガ如キコトナカラシムルハ特ニ必要ナリ。」

判決はかく謂ひつゝ其理由を結んで居る。戦後歐米各國、特に戦争の痛手淺からずして恐獨の念慮益々深き佛國に於て休戦此方漸次勢を得つゝある反動的精神を表明するものとして此判決は實に堂々たる模範的なものである。

勞働聯盟が賃銀制度廢止を標して實際的活働をなしたことは敢て今日に初まつたのではない。一九〇五年乃至一九一〇年の間に於ける其暴力が如何に人々を戦慄せしめたかはサンディカリズムの名と共に既に世人の弘く知る所である。其頃政府は屢々聯盟の解散を企てた。而かも時勢は遂に之を斷行するの機と力とを與へなかつた。然るに今茲に戦後に於ける世界の形勢を見るに、一方には第三アンテルナショナルを背景とする有力な左向的傾向があつて現在の有権者は眞に心から之に戦慄して居り、而して又他方には速かに戦争の創痕を癒して



再び世界の經濟戰に角逐せむとする希望が各國の政治家有力者に依つて抱かれて居る。反動的精神が茲に胚胎する、蓋し自然の趨勢と謂はねばならぬ。佛國も亦其例に漏れぬ、否其中に在つても特に著しい例であらう。而して勞働聯盟は休戰以來しきりに政治的活動を行ひ其中の少數者は明かに第三アンテルナショナルと聯絡を有し多數者又或は之に引き入れられんとする傾向があつた。國內の保守的分子並に國民の多數を占むる事勿れ主義者は一整に恐れた。反動的色彩は漸く濃厚となつた。此機を捉へて一舉に勞働聯盟を屠らんとした人は兼ねて機を見るに敏にして行ひに勇なるを以て名ある當時の首相ミルラン氏 (Millerand) 其人である。勞働聯盟は遂に起訴されたのである。

勞働聯盟の理事者が此起訴及び判決に對して極めて不平なのは素より當然である。裁判長が判決を朗讀し終つたとき被告の一人たるデュムラン氏は一言全勞働階級の名に於て判決に抗議を述べたき旨を申立てた。併し裁判長は靜かに之を遮つて『裁判は既に終わりました』と述べた。さうして法廷を退いた。併し十二月十六日の公判廷に於てジュオー氏の述べた所

は本問題に對する聯盟側の思想を言明したものととして一應紹介の必要がある。

彼は謂つた。

「吾々は職業組合法に反して政治的行動を爲したと非難されて居る。併し吾々が此種の行動を爲すのは敢て今日に初まつた事ではない。随つて單に此種の理由を以て今日訴追されることは寔に心外である。だから吾々は今回の訴追を以て寧ろ全く政治的目的から出たものと解釋したい。政府當局者は過般の總選舉に於て大捷利を占めた。社會黨の大敗北に終つた。此形勢に欣喜した彼等は此機に乗じて社會黨を根柢から覆さんと計るに至つた。今回の訴追の如きも實に其計畫の一端に外ならぬ。次に政府は吾々が政治問題に關係したと云うて非難するけれども政府は講和會議の際吾々をして之に参加せしめ、吾々をして國政の一部に參與せしめた。而かも當時既に吾々労働聯盟が産業國有、國際平和、對露不干渉、軍備縮少等の政治的題目を綱領と爲せるとは顯著な事實であつた。又其後吾々はワシントン會議にも參加して本來職業組合法に依つて認められた範圍を超えた事項を論議した。然るに今日遽かに『ソハ組

合ノ範圍ヲ超エタル問題ナリ汝之ニ觸ルベカラズ」と命令されても、吾々がどうしても之に服することが出来やう。』

ジューオー氏はかく述べた後、本件訴追の直接動機たる昨年五月の鐵道同盟罷工は労働聯盟の命じたるものにあらず従つて其責に任ずること能はざる所以を説明し、終に次の言葉を以て所言を結んだ。

『労働聯盟の行動は總ての點に於て人民の希望、現在の必要、及び吾々が將來に向つて拂ふべき注意に適合して居る。個人的利益は結局一般利益に屈せねばならぬと謂ふ過般の大戦に依つて致へられた大思想に適合して居る。吾々は言葉の善い意味に於て『革命者』である。今後も亦引續きかくあらんと欲する。吾々の希ふ改革は着々として成就する。失禮な申分ながら、貴下の裁判に依つて此改革の實現を阻止し労働聯盟の生命を絶つことは出来ない。』  
此ジューオー氏の所言と上記の判決理由とを對照して見るととき吾々は本件の真相を窺ひ知ることが出来る。

判決は勞働聯盟の違法行爲を列擧指摘した。而かも單にそれを一九一九年五月一日以後の事實に限つた。判決は『それ以前に遡るまでもない』と言ふ。併し若しも遡つて一九〇五、六年頃の事實を指摘するとすれば當時の政府が而かも尙起訴を思ひ止つた其方針と矛盾すべき何物かを述べねばならぬ。また戰爭中勞働聯盟が隱忍國事を助けた功をも認めねばならず、聯盟理事者が講和會議に於て爲した仕事をも認めてやらねばならぬ。其所で判決は引例を成るべく最近の出來事のみ限り、出來るだけ職業組合法違反と云ふ形式的理由のみで裁判したのだと云ふ外觀を作るべく努力したのである。併し裁判所が判決理由の末尾に於て勞働聯盟の決して政治問題に干渉すべからざる所以を力説して居るあたりを讀むとき、吾々は寧ろ『本件訴追は全く政治的理由に因る』と喝破したジューオー氏の主張を是認したのである。聯盟が休戰此方の順潮に棹して漸次無遠慮の振舞を敢てするに至つたことは事實である。而して他方反動的色彩が佛國一般を通じて漸次濃厚になる傾向のあつた事も事實である。此機を捉へて聯盟を解散せんとする。政府としては正に執るべかりし政治的手段であつたに違

ひない。

唯此高壓的手段が政策上時宜に適したりや否や、政府は之に依つて勞働運動の左向を阻止し得べきや否や、それは勿論疑問であり、將來の問題である。吾々の濫りに臆断すべからざる所である。其所で私は項を改めて此判断の基礎たるべき事實を次に開陳したい。さうして之を諸君と共に將來を推考すべき資料の一としたのである。

### 三 勞働聯盟内部の紛争

昨年五月の同盟罷工以來勞働聯盟は五割五分の會員を失つた。

此一事實のみを外面的に見れば、政府の聯盟起訴は確かに成功したらしく見える。聯盟は敢て解散命令を俟つまでもなく自然に解體しつゝあるが如く見ゆる。併し假りに解體するとしても其解體した後更に第二の勞働聯盟が再建され、而して若しも其新聯盟が假令小數なりとは云へ強固な意思を以て結束した極左の人々に依つて組織され、さうして之が漸次に勢

力を擴大するとすれば政府此度の起訴はどうして成功と謂ふことが出来やう。事は反つて毒蛇に過ぎない。無論之にはつて一時の安きを偷むことは出来やうけれども。

然らば昨年五月以來脱會したと云はるゝ五割五分の會員の實質は果して何者だらうか。それを知るのが先づ第一の急務である。

聯盟に参加してゐる組合中、最も多數の會員を失つたのは過激的分子を幹部としてゐる組合だと謂はれて居る。例へば、巴里セーヌ右岸鐵道従業員組合の如きは會員の三分の二を失つたと傳へられて居る。併し此等の組合の失つた會員は寧ろ其中の穩和的分子である。彼等は幹部の急進的態度に恐れて脱退したのである。反之過激的分子は其所屬組合の種類如何に關係なく概して成るべく組合内聯盟内に踏み止まる。彼等は聯盟から分離することを欲しない。寧ろ聯盟内に留まつて其幹部を乗取り以て聯盟そのものを自己の手足と爲さむとして居る。

昨年赤露を訪うたカシヤン、フロサール兩氏は新戦法を携へて歸つた。人稱して俗に「幹部乗取策」(noyauage)と謂ふ。其要領は昨年九月末旬オルレアン労働聯盟大會に先立つて開か

れた非幹部派準備大會の決議第九項中に示されて居る。曰く「アンテルナショナルに参加を希望する黨派は凡て労働組合、工場委員會、消費組合其他の労働團體中に在りて組織的に且根氣よく共產主義的運動を爲さねばならぬ。此等の團體の内部に共產主義的核心 (noyaux communistes) を創設し繼續的に且根氣よく活動して労働組合其他の團體それ自身を手に入れ以て之を共產主義の用に供することが必要である。此等の核心は特に日々の活動に依つて愛國的社會主義者 (social-patriotes) の叛逆と幹部の逡巡とを暴露する義務を有する云々」非幹部派は其後着々此新戦法を實行して大に功を收めつゝある。其結果聯盟は今迄にも増して更に多數の穩和的傾向の會員を失ひ、之と同時に非幹部派は漸次組合内部に勢力を占めて中には既に幹部の地位を乗取つたものさへある。其最も顯著なるものは去る十二月十七日のセーヌ労働組合聯合會 (Union des Syndicats de la Seine) 大會に於ける非幹部派の成功であつて、其全佛蘭西に及ぼす影響は定めし著大なものがあるであらう。

かくの如く、非幹部派が着々として會内に地歩を占めつゝある間に、脱會した穩和的分子

も亦眠つては居ない。

一體彼等脱會の原因は果して何物であらうか。夫は謂ふ迄もなく幹部の高遠な理想に對する彼等の無理解である。元來勞働聯盟の内部には既に其成立の初年以來漸進派革命派の二黨があつた。彼等は相争つた。而かも彼等の間には尙妥協の餘地があつた（此時代の勞働聯盟に付 *Histoire du mouvement syndical en France* 殊に二六九頁以下參照）。然るに近來の聯盟内部には革命を信條としてレーニン主義を奉ずる少數の非幹部派と特に確固たる思想を有せず單に自己の現在の慘めな地位に不満足な爲め何とかして之を改善したいと漠然希望してゐるに過ぎない多數者が居り、而して第三には彼等の中間に現在の幹部を中心として勞働聯盟在來の信條たる階級争闘の理論、勞働者の運命を開拓するものは勞働者自らならざるべからずとする信念、それが爲めには總同盟罷工其他各種の直接的方法に依つて直接多數民衆自らを動かさねばならぬと云ふ戰略を信奉する多數者が居る。彼等は自ら多數會員の運命を左右すべき指導者責任者であると謂ふ重い足枷に縛ばられて從來其執り來りし方針以上に更に一步を進める事が出来ない。其所に幹部派非幹



部派を遮断する一條の溝渠がある。第二の多數者——彼等の多數は特に大戰終熄以來入會したものであるが——は理想がない、確固たる信念がない、革命を信條として集つたのではない。然るに昨年二月以來勞働聯盟幹部は主動的に又は少くとも非幹部派の強要に引きづられて産業國有其他偉大なる政治問題の爲めに聯盟の力を利用せんとし初めた。信念なき者理解なき者がどうして之に付き従つて來ることが出來やうぞ。彼等は俄然隊伍を爲して脱退したさうして跡には唯幹部派と非幹部派とが残つたのである。

昨年五月の失敗は非幹部派の急進計畫の失敗である。幹部派は之を以て大に非幹部派を攻撃する。併し彼等が今後引續き會内に於て重きを爲し且資本家並に當局に對して充分な威力を示し得るが爲めには彼等に何等か新しい術策がなければならぬ。

彼等は非幹部派と戦はねばならぬ。それが爲め一方に於ては佛國勞働聯盟が第三アンテルナショナルの如き國外の力のデイクタチュールの下に立たないやう、自ら常に安全な自治を保持し得るやう大に努力せねばならない。其努力の第一の現はれば昨年九月二十七日乃至

月二日のオルレアン大會に於けるフロサール氏の第三アンテルナシヨル加盟案を否決である謂ふまでもなく彼等は五月同盟罷工の大失敗を目して少数者の暴力政策の罪に歸せむとする多数會員の思想を利用したのである。

次に又彼等は聯盟の内部に於ても少数者の專斷的行動を阻止せねばならぬ。五月同盟罷工失敗の原因は實に少数者の專斷が幹部を強制して總同盟罷工を命ずる可く餘儀なくせしめたのにあるから。此故に去る十一月八日乃至十日の聯盟全國委員會(Comité confédéral national)に於ける幹部派の努力は遂に聯盟定款の一部を變更して、今後總同盟罷工を斷行せんとするに當つては豫め聯盟全國委員會又は其委任を受けた執行委員會(Commission administrative)の決議を経べき旨を定めしめた。

かくして彼等は會内に於ける非幹部派の突進に備へた。併し聯盟自らが外部に對して充分な實力を備ふるが爲めには別に積極の方策がなければならぬ。さうして新會員の収集に力めねばならぬ。彼等は年來抱持せる賃銀制度資本主義廢絶の高遠なる理想を棄てるものではな

い。併し多數労働者を集めるが爲には——高遠なる理想は兎に角として——『今日の要求を今日直に満足させる』(『réalisation immédiate』)手近かな方針を執らねばならぬ。ジューオー氏は去る八月二十四日の聯盟全國委員會に於て斯く述べて居る。又オルレアン大會に幹部派から提出した動議が一方に於て賃銀制度廢絶の大理想を掲げつゝ、同時に他方に於て『日毎日毎ノ征服 (conquêtes quotidiennes) ニ依ツテ労働者ノ生活ヲ改善シ彼等ヲシテ部分的ニ被備者タルノ不安ヨリ脱セシムルコトノ革命的價値』を主張して居ることは最も明瞭に幹部派の新戰略を示すものである。

幹部派が外に對しても又内に對しても充分なる勢力を形作る爲には多數の新會員を迎えねばならぬ。而かも彼等は多く穩和的な實利主義者なるが故に彼等を迎へるが爲めには——少くとも假面としてだけでも——『今日の要求を今日直に満足させる』方策を探らねばならぬ。所が其所に『理想』と『實現』との矛盾がある。幹部派の心理に於てはこれは決して矛盾ではあるまい。併し外見上は矛盾がある。少くとも矛盾ありとして攻撃せらるゝ弱點がある。

あらゆる攻撃の機會を狙つて居る非幹部派がどうして此弱點を看過しやう、彼等が幹部を捉へて『勞働者を賣るものなり』と云ひ『叛逆者なり』と罵り『愛國的社會主義者也』と嘲る所以のものは蓋し此所に存する。彼等は勞働聯盟中に穩和分子の増加することを好まない。又假令少数なり共現在幹部の手中にある比較的強硬な現會員の中から出来るだけ多數の者を第三アンテルナシヨナルの信者たらしめたい。此故に會内にあつては着々として幹部派の切崩を策し、又會外にあつては脱會者の間に反幹部派熱を煽るべく色々の手段を周らして居る。其運動が如何に幹部派の脱會者に對する再入會勧誘を妨げつゝあるかは、レー氏 (Ray) のオルレアン大會に於て述べた所に依つても明である。彼は「非幹部派の此運動は地方に於て特に甚しい惡結果を齎した」と謂うて居る。

非幹部派は今迄の所可成りの成功を示した。昨年十一月八日乃至十日聯盟全國委員會に於て幹部派が危く多數の信任を失つて辭職せむとした事實、また翌十二月十七日のセーヌ勞働組合大會に於て理事及び執行委員會員が全部非幹部派の手に落ちたこと等は正に一葉落ち

て秋の既に来れるを告ぐるかの感がある。

無論幹部派も死力を盡して之が對抗策を講じつゝある。本年に入つてから此方幹部派は辛うじて勞働取引所 (Bourse du Travail) 及び巴里地方使用人組合 (Syndicat des employés de la région Parisienne) の幹部たる地位を保持し得た。彼等は此成功に力を得て、今や脱會者の歸還を計るべく一大努力の最中である。

#### 四 結 語

脱會組を誘つて穩和な純粹の職業的組合を組織せむとするものもあれば、勞働聯盟そのもの、内部にも穩和的傾向を標榜して急進的『核心』に對する別派の漸進的『核心』を作らむと企てつゝある者もある。

而して幹部派と非幹部派とは今や死力を盡して會内に争ひつゝあり、政府は又外部から此機會を利用して勞働聯盟を根柢的に破壊せんと企てゝ居る。

此將來が如何に成り行くべきか。素より吾々の濫りに臆斷し得る所ではない。殊に政府の壓迫策が果して如何なる効果を齎すべきかは最も興味を以て期待される問題である。無論之に依つて労働聯盟を絶對に絶滅し得べしとは何人も信じない。唯次に來るべき第二の労働聯盟の指導者が右より來るか左より來るか、それとも又現在の間接者が此儘勢力を持續すべきか。問題は要するに其所に存する。

急進を標榜する非幹部派は今や聯盟の解散せらるゝを利用して反つて其地歩を進むべく死力を盡しつゝありと傳へられて居る。

私は法の力を以て如何なる程度まで社會的活力を抑壓誘導し得るものなりやを知るべき大實驗の一として此問題の成行を興味深き眼を以て眺めて居たいと思ふ。

〔附言〕 本稿の材料は主として佛蘭西の新聞紙から得た。唯吾國に於て手にし得る新聞紙が主に *Le Temps*, *Journal des débats* の如き *presses bourgeoises* に限り、單に斷片的ののみ *Humanité*, *Bataille* を利用し得たに過ぎなことを遺憾に思ふ。雜誌論文としては *Revue de Paris* の三月十五日號に掲載された *Montchalisier* *Le mouvement syndicaliste* が昨年五月以後に於ける労働聯

盟内部の事情を記述したもとして極めて有益である。本稿も此論文に負ふ所が甚だ多い。又勞働聯盟に関する純粹な法律論としては昨年六月の *Action Nationale* に出づる *Joseph-Barthélemy, La C. G. T. devant la loi* が有益である。

大正十二年 七月 一日印刷  
大正十二年 七月 三日發行  
大正十二年 十二月 一日十版

震災版

定價金貳圓六拾錢



用効の噓

著者 末弘 巖太郎

發行者 東京市芝區愛宕下町一丁目一番地  
山本 英

印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八番地  
東 勇 治

發行所

電話芝 一六三八號  
二八五四號  
四三〇三番

東京市芝區愛宕下町一ノ一

改 造 社

振替東京八四〇二番